



守口市 消費生活センターくらしナビ

<市広報 令和4年10月号>

その契約、ちょっと待って！ 広告・セールストークにご注意

「今だけ・今なら〇〇%引き」「驚きの効果」「キャンペーン中」

など魅力的な言葉が広告、セールストークにあふれています。すぐに申し込みたくなる気持ち…でもちょっと待って！

本当にお得なことばかりでしょうか？期待通りの効果があるでしょうか？すぐに申し込んでしまってもよいのでしょうか？

電話勧誘販売・訪問販売

「今なら安くなる」「点検に来ました」「交換時期ですよ」など給湯器の交換、家屋の修理など、様々な業者からの電話勧誘販売・訪問販売は、突然の勧誘のため、冷静な判断ができないことがあります。販売員の話に惹きつけられても、その場での契約は避け、複数の業者とよく比較検討しましょう。契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフが可能です。



美顔・脱毛・痩身エステ

「体験コース〇〇円」「支払いは分割で」などお試し施術後に、高額なコースを勧誘されることがあります。本当に通い続けられるのか、支払い続けられるのか、考える時間が必要です。契約する前に、施術内容や契約条件について契約書面等をよく読んで、しっかりと説明を受けましょう。しまったと思ったら契約書面を受け取ってから8日以内ならクーリング・オフが可能です。

通信販売

「お試し価格」「〇〇に効く」など通信販売は、実際に手に取って商品を確認できません。イメージと違っていたり、自分の体形・体質に合わない場合もありますが、必ずしも返品・交換できるとは限りません。通信販売はクーリング・オフ制度がありませんので、原則、広告や規約などに表示された返品や解約の条件に従うことになります。契約する前に、必ず、返品・交換が可能か確認し

ポイント



トラブル防止のためには、すぐに契約を決めず、契約前に冷静になり、本当に必要かどうか、しっかり契約内容を確認することが大切です。

相談専用電話 06-6998-3600

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 午前9時00分～午後4時30分

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン 188（局番なし）